大和斎場売店運営事業者選定委員会設置要領

（趣旨）

第１条　この要領は、「大和斎場売店の設置及び売店運営事業者の選定に関する基準」第４条第２項の規定により設置される大和斎場売店運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

（組織）

第２条　委員会は、広域大和斎場組合（以下「組合」という。）を組織する市（大和市・海老名市・座間市・綾瀬市）において、組合との連絡調整を所管する部の長及び組合事務局長の委員５人をもって組織する。

（所掌事務）

第３条　委員会は、大和斎場売店運営事業者の選定に関する事項を処理する。

（委員長）

第４条　委員会に委員長を置く。

２　委員長は、委員の互選により定める。

３　委員長は、委員会を代表し、所掌事務を統括する。

４　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長を務める。

２　委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

（事務局）

第６条　委員会に関する事務は、組合事務局において処理する。

（委任）

第７条　この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この要領は、平成　３０　年１月１日から施行する。